

照 会 書 5

令和7年10月1日

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目4番地

大通コニサービル5階

弁護士法人創知法律事務所

株式会社ファルコン殿代理人

(旧社名：株式会社ハイチエイジェント)

弁護士 齋藤 健太郎 様

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろウビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

貴社から令和7年5月28日付け回答書（以下「貴社回答書」といいます。）をいただきまして、ありがとうございます。貴社からの令和6年12月5日付け報告書（以下「貴社報告書」といいます。）に関して、下記のとおり、ご照会申し上げます。

記

第1 「チェリーハイツ26」及び「ローヤルハイツ26」について

貴社報告書では、「チェリーハイツ26」に関して9世帯に対して返金未了であり、「ローヤルハイツ26」に関しては1世帯に対して返金未了である、とのことでした。その後の返金状況についてご教示ください。

第2 「第一山本ハイツ」及び「第三山本ハイツ」について

貴社報告書では、「第一山本ハイツ」に関して6世帯に対して返金未了であり、「第三山本ハイツ」に関しては2世帯に対して返金未了である、とのことでした。その後の返金状況についてご教示ください。

第3 「ソワメーム宮の森」について

貴社回答書では、8戸中4戸から町内会費を徴収しており、その4戸から徴収していた町内会費を町内会に納入したとされています。町内会費の請求書に関する点は別として、結果的に、貴社が消費者から町内会費を徴収しながら、町内会に対して納入できていなかった町内会費は、今回の納入された金額に尽きるものでしょうか。過去に入居していた消費者から町内会費を徴収しながら、町内会に対して納入できていなかった町内会費は存在しないという理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。

第4 終わりに

以上の照会につきまして、令和7年11月5日までに、書面にて、当法人事務所までご送付ください。貴社からのご回答の有無及びご回答・ご報告いただいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

以上